

規格・基準等の事前意図公告

〔貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 の一部改正について

下記のとおり、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正について
2. 対 象 品 目 感知器（関税番号 8531.10）
3. 趣旨及び目的 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の改正に対応した火災報知設備の感知器の機能を追加し、基準を新たに定める。
4. 施 行 予 定 日 令和6年7月頃
5. 意 見 提 出 先 総務省消防庁予防課規格係
〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL 03-5253-5111
FAX 03-5253-7533
6. 意見提出期限 通報開始日から60日後